

酪農生産基盤強化事業  
地域生産基盤強化支援事業の実施に係る留意事項

一般社団法人 Jミルク  
平成29年6月28日

一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの酪農生産基盤強化事業の地域生産基盤強化支援事業（以下、「本事業」という。）に係る留意事項について、地域生産基盤強化支援事業実施要領（平成29年4月7日制定。以下、「要領」という。）のほか、以下のとおり定めるものとする。

1. 「助成の対象となる費用及びその上限等」について

（1）講師、専門家等への謝金については、以下を上限とする。

①謝金

ア 会議出席謝金

大学教授及び特別な専門家 3.5万円

大学准教授・講師・助教 1.5万円

学識経験者（業界OB等）1万円

イ 講師及び現地指導等の謝金

大学教授・准教授 一日当たり5.5万円

大学講師・助教 一日当たり3.5万円

学識経験者（業界OB等）一日当たり2万円

（ただし、請求額の範囲）

（2）出席者、講師、専門家旅費については、事業実施主体の規程に準じて支出することができる。

（3）事務局の費用

旅費、会場借料及び会議費、その他費用については、事業実施主体の規程に準じる又は事業の推進において適正と認められる水準とする。なお、その他費用については、当事業に明確に区分できる費用で実費精算できる費用に限るものとする。